

# 松山市第4期障がい者計画の概要

## 第1章 背景

### 1 経緯

	計画期間	名称
第1期	平成19年度～平成23年度	松山市障害者計画
第2期	平成24年度～平成26年度	松山市第2期障害者計画
第3期	平成27年度～令和2年度	松山市第3期障害者計画

### 2 計画の理念、趣旨

理念「誰も取り残されず、みんなが安心して、いきいき暮らせるまち」

松山市第4期障がい者計画は、障がい者を取り巻く環境の変化に対応し、障がい者の高齢化や障がいの重度化等、多岐にわたる諸課題に適切に対処し、実効性のある施策を推進していくため、障害者基本法第11条第3項に基づく松山市の障がい者施策の基本的な計画として策定します。計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間です。また、具体的な数値目標を定めた実行計画として、別途障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定します。

### 3 松山市第3期障害者計画（平成27年度から令和2年度まで）の成果

基本方針1「共に支え合うやさしいまちづくり」：障がいの有無にかかわらず参加できるイベントなどを通して、相互理解を含めた心のバリアフリーを進めることができました。このほか、ハード（公共施設等のバリアフリー）とソフト（聴覚障がい者の意思疎通支援等）の両面で、バリアフリーの推進に努めました。

基本方針2「自分らしい暮らしづくり」：相談支援体制の充実、福祉サービスの量及び質の確保に努める等の取組を進めました。

基本方針3「安心して暮らせるいきいきとした生活づくり」：就労支援専門員による就労支援や障害福祉サービスの利用により、295人が福祉施設から一般就労へ移行するなどの成果が上がっています。

## 第2章 障がい者を取り巻く状況

身体障害者手帳所持者については、社会全体の高齢化が更に進むことにより、加齢に伴う肢体不自由や生活習慣病に伴う内部障がいの割合が増加するとともに、障がい者が重複化すると見込まれます。療育手帳の所持者数は、増減を繰り返しながらやや減少傾向にあります。今後は、平均寿命の伸びや少子化により、18歳以上の割合が増加すると見込まれます。精神障害者保健福祉手帳所持者数は、ほぼ毎年200人以上増加しています。今後も、様々な社会環境の変化に伴うストレスなどにより、精神疾患や精神障がいがある方は増加すると見込まれます。難病法及び児童福祉法に基づく、医療受給者証所持者数は、特定医療費（指定難病）が4,198人、小児慢性特定疾病が573人となっています。

## 第3章 施策体系（裏面参照）

### 第4章 個別の施策

#### 1 地域生活の支援

- 方向性：障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で暮らすため、包括的な支援体制を充実させ、障がい者やその家族の問題解決や不安解消に努めます。
- 具体的な施策：①意思決定支援、②相談支援、③障害福祉サービスをはじめとしたサービスの充実等、④保護者その他の家族に関する支援

#### 2 情報提供の充実、必要な情報への到達のしやすさの向上、意思疎通支援の充実

- 方向性：障がい者が必要な情報をスムーズに取得して活用できるように、必要としている情報へ到達しやすい環境整備を行い、障がい者への情報提供の質と量を充実させていきます。また、障がい者が、自らの意思を表示し、他者とのコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図ります。
- 具体的な施策：①情報提供の充実、②意思疎通支援

### 3 災害・危機事象対策の推進

- (1) 方向性：災害や危機事象の発生時であっても、障がい者が地域で安心して生活できるよう、対策を充実させます。
- (2) 具体的な施策：①災害対策、②危機事象対策

### 4 子どもの発達支援の充実

- (1) 方向性：保健、教育、福祉の関係機関が連携し、障がいのある子どもが、その年齢、特性等に応じた切れ目のない支援を受けられることを目指します。
- (2) 具体的な施策：①全般的な支援、②乳幼児期の発達支援、③学童期の発達支援、④保護者支援、⑤医療的ケア児の支援

### 5 雇用の充実と経済的自立の支援

- (1) 方向性：障がいのある人が、就労や生産活動を行うに当たって能力を最大限に発揮し、活躍できるよう、その特性に応じた支援の充実を図ります。
- (2) 具体的な施策：①一般就労への移行等、②就労に関する障害福祉サービスの充実

### 6 福祉を支える人づくり

- (1) 方向性：福祉を支える人づくりを様々な角度から進めていきます。
- (2) 具体的な施策：障がいのある人となない人の交流の場の確保、障害福祉サービス等の事業所で働く人材の確保、事業所の質の向上等

### 7 権利擁護の推進

- (1) 方向性：差別解消、虐待防止及び成年後見の取組を通して、権利擁護を進めます。
- (2) 具体的な施策：研修会の開催、合理的配慮の充実、成年後見の中核機関の整備

### 8 スポーツ、芸術文化活動その他社会参加の推進

- (1) 方向性：障がいの有無にかかわらずスポーツや芸術文化活動を楽しめる場を創出し、共生社会の実現を図ります。
- (2) 具体的な施策：障がいの有無にかかわらず参加できる行事の開催、障がい者スポーツ指導員とスポーツ推進員の連携

## 第5章 推進体制

各障がい施策の実施状況については、障がい者総合支援協議会（各部会を含む。）に進捗状況を報告し、状況について検証を行った上で、施策の見直しを検討するなど、計画の達成に向けた取組を進めていきます。

### （第3章 施策体系）

障がい政策	障がい施策
1 地域生活の支援	①意思決定支援
	②相談支援
	③障害福祉サービスをはじめとしたサービスの充実等
	④保護者その他の家族に関する支援
2 情報提供の充実、必要な情報への到達のしやすさの向上、意思疎通支援の充実	①情報提供の充実
	②意思疎通支援
3 災害・危機事象対策の推進	①災害対策
	②危機事象対策
4 子どもの発達支援の充実	①全般的な支援
	②乳幼児期の発達支援
	③学童期の発達支援
	④保護者支援
	⑤医療的ケア児の支援
5 雇用の充実と経済的自立の支援	①一般就労への移行等
	②就労に関する障害福祉サービスの充実
	③その他
6 福祉を支える人づくり	－
7 権利擁護の推進	－
8 スポーツ、芸術文化活動その他社会参加の推進	－